

## 1. 書面請求にかかる記載例等

### (1) 口座振替

- 日本銀行本店へ「国債振替決済振替申請・通知書」または「国債振替決済振替申請書」（以下、両者を合せて「申請書等」という。）を提出する場合は、以下の点に留意してください。

#### イ. 申請書等の受付締切時刻

申請書等の受付締切時刻は以下のとおりですが、申請書等の準備ができ次第、日本銀行本店へ電話連絡のうえ、速やかに業務オンラインにより提出いただきますようご協力をお願いします。

- ・ 元利払対象銘柄<sup>(注)</sup> 以外 午後 4 時 3 0 分
- ・ 元利払対象銘柄（供託口分以外） 午後 3 時
- ・       "       （供託口分） 午後 1 時

(注) 受払日の翌営業日を元利払日とする銘柄をいいます。以下同じです。

#### ロ. 振替制限

特別課税種別と特別課税種別以外の種別との間の振替は、特別課税種別と供託口、政府担保口または日本銀行の参加者口座の種別なしの種別の自己口Ⅳとの間の振替を除き、行うことができません。

また、銘柄が国庫短期証券であり、かつ、当該銘柄の価格競争入札における募入最低価格（額面金額 100 円当り）が 100 円以上である場合には、受入先口座区分として自己口Ⅲおよび自己口Ⅳを指定することはできません。

- 日本銀行本支店は口座振替の入力送信後、オンライン先である払出先参加者には「国債振替決済払出済通知」を、また同受入先参加者には「国債振替決済受入済通知」を送信します。

なお、非オンライン先には、同通知を業務オンラインにて通知します。

<記載例> — ①国債振替決済振替申請・通知書（市中間の売買等） —

<日本銀行業務オンラインによる提出時には、別途、同オンライン上の報告資料名の下部に記載された照会先へ電話連絡して下さい。> 第三号書式

業務処理区分  
745101

**国債振替決済振替申請・通知書**

(提出日) 4. 1 2. 1 3

日本銀行 御中

(参加者)  
株式会社 ○○銀行

受払日 4. 1 2. 1 3

取引ID <small>必要に応じ任意の番号も記入</small>		銘柄 利付国庫債券（10年） 第334回	
摘要 振替	振替コード 1 1	銘柄コード J P 1 1 0 3 3 4 1 E 6 7	額面金額 2 0 0 0 0 0 0 0 0
払出先 <small>(参加者)</small> ○○銀行	種別 <small>(種別*)</small>	(口座区分) 自己口座: 0 1 自己口座: 0 3 異: 0 2 異: 0 4 預り口座: 1 1 <small>(振替コードを○で囲む)</small>	
振替参加者コード 1 2 3 4	種別コード 0 0	口座区分コード 0 1	
受入先 <small>(参加者)</small> △△証券	種別 <small>(種別*)</small>	(口座区分) 自己口座: 0 1 自己口座: 0 3 異: 0 2 異: 0 4 預り口座: 1 1 <small>(振替コードを○で囲む)</small>	
振替参加者コード 9 5 0 0	種別コード 0 0	口座区分コード 0 1	

\* 種別名なしの種別以外の場合にのみ記入。

(注) 日本銀行では、所定の規則に基づき、日本銀行業務オンラインにより本書が提出された場合には、代表者または代表者から権限を付与された者から提出されたものとして取扱います。

受付印 (店名・日付)

--	--	--	--

・必要に応じ任意の番号を記入。

・種別名なしの種別以外の場合にのみ記入。

・参加者名を記入。

・指定する受払日を記入。

<記載例> — ②国債振替決済振替申請・通知書（供託用） —

業務処理区分 745101	<日本銀行業務オンラインによる提出時には、別途、同オンライン上の報告資料名の下部に記載された照会先へ電話連絡して下さい。> 第十四号書式 <b>国債振替決済振替申請・通知書（供託用）</b> 日本銀行 御中 (参加者) 株式会社 ○○銀行	(提出日) 4.12.13 受払日 4.12.13
取引ID (必要に応じ任意の番号を記入)	振替 振替コード 1 1	利付国庫債券（10年） 銘柄コード J P 1 1 0 3 3 4 1 E 6 7 第334回 額面金額 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0
払出先 (参加者) ○○銀行 振替参加者コード 1 2 3 4 種別コード 0 0 口座区分コード 1 1	種別 (口座区分) 自己口座: 01 自己口座: 03 日: 02 W: 04 預り口 (○) (振替コードを○で囲む)	記事欄 (①～⑤に記入し、⑥～⑩は該当するコードを○で囲む) ①官庁コード 1 . 2 . 3 . 4 . 5 . 6 . 7 . 8 ②官庁の名称<カナ> マルマルホウムキョク ③供託番号 R . 0 . 4 . K . 0 . 0 . 0 . 0 . 1 . 0 ④供託者の氏名又は名称<カナ, 英字, 数字> マルサンカクショウジ ⑤指定内国法人である旨及び簿記日 2 / R 4 . 1 1 . 2 ** ⑥所得税の源泉徴収** (非課税<付1>・課税<付13>) ⑦居住者等の別 居住者 (課税<付01>・非課税<付02>)、内国法人 (課税<付03>・非課税<付04>), 非居住者 (課税<付05>・非課税<付06>・軽減分<付07>**), 外国法人 (課税<付08>・非課税<付09>・軽減分<付10>**) ⑧地方税の特別徴収 (不要<付0>・要<付1>) ⑨支払通知書の作成** (不要<付0>・要<付1>) ⑩利子等の支払調書作成** (不要<付0>・要<付1>) ⑪株式等の譲渡の対価等の支払調書作成** (不要<付0>・要<付1>) 受付印 (添付・日付)
受入先 (参加者) 日本銀行 振替参加者コード 0 0 0 0 種別コード 3 2 口座区分コード 1 1	種別 (口座区分) 供託口 預り口	参加者名を記入。
必要に応じ任意の番号を記入。	・種別名なしの種別以外の場合にのみ記入。	・払出先参加者と受入先参加者とが同一の場合には、記事欄への記入は不要。
指定する受払日を記入。		

○ 記事欄の記載内容に関する詳細は、日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債振替決済関係事務）第1編Ⅱ. 3. を参照してください。

<記載例> — ③国債振替決済振替申請書（供託払渡用） —

業務処理区分 745101	＜日本銀行業務オンラインによる提出時には、別途、同オンライン上の報告資料名の下部に記載された照会先へ電話連絡して下さい。＞ 第十五号書式	
<b>国債振替決済振替申請書（供託払渡用）</b>		
日本銀行 (〇〇代理店) 御中		(提出日) 4.12.13
捺印 届出印	受払日 4.12.13	印 届出印
(官庁コード・供託所・供託官) 12345678 〇〇法務局取扱主任官 供託官 □□ □□		
取引ID (必要に応じ任意の番号を記入)	銘柄 利付国庫債券(10年) 第334回	
摘要 振替	銘柄コード J P 1 1 0 3 3 4 1 E 6 7	
払出先 (参加者) 〇〇銀行	額面金額 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
(種別) 供託口	記事欄(払渡請求者の口座に関する事項) <sup>※1</sup>	
(口座区分) 預り口 (非課税分 課税分) (いずれかを○で囲む)	払渡請求者の氏名又は名称(カナ) 〇〇〇〇	
振込参加者コード 1 2 3 4	払渡請求者の口座管理機関名及び本支店名(カナ) △△ギンコウホnten	
種別コード 3 2	払渡請求者の口座番号 0 0 0 0 1 2 3	
口座区分コード 1 1	供託番号 R 0 4 K 0 0 0 0 1 0	
受入先 (参加者) △△銀行	※1 種別名なしの種別以外の場合に記入する。 ※2 受入先の口座区分が預り口である場合に記入する。(各事項を合わせて350文字以内)。	
(種別) 〇	(参加者記名欄へ参加者がこの申請書の写しにより日本銀行に対し振替に係る通知を行う場合に、当該写しに記入)。	
(口座区分) 自己口座: 01 自己口座: 03 目: 02 IV: 04 預り口 (1) (課税コードを○で囲む)	日本銀行 御中 上記のとおり通知します。(参加者) (日付) 4.12.13 株式会社 〇〇銀行	
振込参加者コード 0 9 9 9	日本銀行では、参加者から日本銀行に対して、所定の規則に基づき、日本銀行業務オンラインにより本書が提出された場合には、当該参加者の代表者または代表者から権限を付与された者から提出されたものとして扱います。	
種別コード 〇 〇		
口座区分コード 1 1		
受付印(店名・日付)		

- ・必要に応じ任意の番号を記入。
- ・種別名なしの種別以外の場合にのみ記入。

・受入先の口座区分が預り口以外である場合には、記事欄への記入は不要。

・供託所から提出を受けた国債振替決済振替申請書の写しを作成したうえで、代理店引受金融機関が参加者名を記入。

・指定する受払日を記入。

<記載例> — ④国債振替決済振替申請・通知書（政府担保用） —

業務処理区分 745101	<日本銀行業務オンラインによる提出時には、別途、同オンライン上の報告資料名の下部に記載された照会先へ電話連絡して下さい。> 第十四号の五書式 <b>国債振替決済振替申請・通知書（政府担保用）</b> (提出日) 4.12.13 受払日 4.12.13	
日本銀行 御中		(参加者) 株式会社 ○○銀行
取引ID (必要に応じて任意の番号を記入)	摘要 振替	銘柄 利付国庫債券（10年） 銘柄コード J P 1 1 0 3 3 4 1 E 6 7 額面金額 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0
払出先 (参加者) ○○銀行 振替参加者コード 1 2 3 4 種別コード 0 0 口座区分コード 1 1	(種別)** (口座区分) 自己口座: 01 自己口座: 03 日: 02 IV: 04 預り口: 01 (種別コードを○で囲む)	記 事 欄 (①~④に記入し、⑤~⑩は該当するコードを○で囲む) ①官庁コード 1 . 2 . 3 . 4 . 5 . 6 . 7 . 8 ②官庁の名称<cat> マルマルザイムキョク ③振替国債を担保として提供しようとする者の氏名又は名称<cat, 英数字> コウエキシヤダンホウジンマルマルキョウカイ ④指定内国法人である旨及び確認日 2/1 ** ⑤所得税の源泉徴収** (非課税<271>・課税<271 13>) ⑥居住者等の別 居住者 (課税<7701>・非課税<7702>)、内国法人 (課税<7703>・非課税<7704>)、 非居住者 (課税<7705>・非課税<7706>・軽減分<7707>*)、 外国法人 (課税<7708>・非課税<7709>・軽減分<7710>*) ⑦地方税の特別徴収 (不要<2710>・要<2711>) ⑧支払通知書の作成** (不要<2710>・要<2711>) ⑨利子等の支払調書作成** (不要<2710>・要<2711>) ⑩株式等の譲渡の対価等の支払調書作成** (不要<2710>・要<2711>) 受付印 (署名・日付)
受入先 (参加者) 日本銀行 振替参加者コード 0 0 0 0 種別コード 3 3 口座区分コード 1 1	(種別) 政府担保口 預り口	
※1 種別名なしの種別以外の場合に記入する。 ※2 振替国債を担保として提供しようとする者が指定内国法人である場合にのみ、その確認日を(知照)年、月、日の順で記入する。 ※3 官庁の顧客口座への振替を行う振替国債に係る所得税の源泉徴収が必要である場合には「非課税」に、必要である場合には「課税」に区分する。 ※4 振替条約の規定により所得税が軽減される者は「軽減分」に区分する。 ※5 振替特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座での保有による特別は考慮せず、振替国債を担保として提供しようとする者の属性により作成の要否を判断する。 (注) 日本銀行では、所定の規則に基づき、日本銀行業務オンラインにより振替が提出された場合には、代表者または代表者から確認を行なわれた者から提出されたものとして取扱います。		
・必要に応じ任意の番号を記入。	・種別名なしの種別以外の場合にのみ記入。	・参加者名を記入。 ・指定する受払日を記入。

○ 記事欄の記載内容に関する詳細は、日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債振替決済関係事務）第1編Ⅱ. 3. を参照してください。

## (2) 元利分離・元利統合

- 日本銀行本店へ「国債振替決済元利分離申請・通知書」または「国債振替決済元利統合申請・通知書」(以下「申請・通知書」という。)を提出する場合は、以下の点に留意してください。

### イ. 申請・通知書の受付締切時刻

申請・通知書の受付締切時刻は以下のとおりですが、申請・通知書の準備ができ次第、日本銀行本店へ電話連絡のうえ、速やかに業務オンラインにより提出いただきますようご協力をお願いします。

- ・元利払対象銘柄以外 午後4時30分
- ・元利払対象銘柄 午後3時

### ロ. 口座区分の制限

元利分離および元利統合において指定できる口座区分は、自己口Ⅰまたは預り口に限ります。

- 日本銀行本店は元利分離または元利統合の入力送信後、参加者に対し、「国債振替決済受払済通知(元利分離)」または「国債振替決済受払済通知(元利統合)」を業務オンラインにて通知します。

<記載例> — ①国債振替決済元利分離申請・通知書 —

<日本銀行業務オンラインによる提出時には、別途、同オンライン上の報告資料名の下部に記載された照会先へ電話連絡して下さい。> 第四号書式

業務処理区分 745102	<b>国債振替決済元利分離申請・通知書</b>	(提出日) 4.12.13
		受払日 4.12.13
日本銀行 御中	(参加者) 株式会社 ○○銀行	

  

(参加者) ○○銀行	(種別*)	(口座区分) 自己口1 01 預り口:11 <small>(該当コードを○で囲む)</small>
振込参加者コード	種別コード	口座区分コード
1 2 3 4	0 0	0 1
銘柄 (元利分離前)	利付国庫債券(10年)第334回	銘柄コード J P 1 1 0 3 3 4 1 E 6 7
額面金額 (元利分離前)	2 0 0 0 0 0 0 0 0 0	

※ 種別名なしの種別以外の場合に記入する。

(注) 日本銀行では、所定の規則に基づき、日本銀行業務オンラインにより本書が提出された場合には、代表者または代表者から権限を付与された者から提出されたものとして取扱います。

・種別名なしの種別以外の場合にのみ記入。

・参加者名を記入。

・指定する受払日を記入。

<記載例> — ②国債振替決済元利統合申請・通知書 —

<日本銀行業務オンラインによる提出時には、別途、同オンライン上の報告資料名の下部に記載された照会先へ電話連絡して下さい。> 第五号書式

**国債振替決済元利統合申請・通知書** (提出日) 4.12.13

業務処理区分 745103		受払日 4.12.13
------------------	--	----------------

日本銀行 御中 (参加者) 株式会社 ○○銀行

(参加者) ○○銀行	(種別*)	(口座区分) 自己口1.01 預り口:11 (該当コードを○で囲む)
振替参加者コード	種別コード	口座区分コード
1 2 3 4	0 0	0 1
銘柄 (元利統合後)	利付国庫債券(10年)第334回	銘柄コード J P 1 1 0 3 3 4 1 E 6 7
額面金額 (元利統合後)	2 0 0 0 0 0 0 0 0 0	

※ 種別名なしの種別以外の場合に記入する。

(注) 日本銀行では、所定の規則に基づき、日本銀行業務オンラインにより本書が提出された場合には、代表者または代表者から権限を付与された者から提出されたものとして取扱います。

受付印 (署名・日付)

・種別名なしの種別以外の場合にのみ記入。

・参加者名を記入。

・指定する受払日を記入。



### (3) 利子配分先変更

- 日本銀行本店へ「国債振替決済利子配分先変更依頼書」（以下「依頼書」という。）を提出する場合は、以下の点に留意してください。

#### イ. 依頼書の受付締切時刻等

利子配分先変更は、利払日の2営業日前および前営業日の2日間のみ可能であり、依頼書の受付締切時刻は利払日の前営業日の午後4時30分ですが、依頼書の準備ができ次第、日本銀行本店へ電話連絡のうえ、速やかに業務オンラインにより提出いただきますようご協力をお願いします。

なお、依頼書提出後、利子配分先変更の依頼の取下げを行う場合には、利払日の前営業日の午後3時まで、当該利子配分先変更の内容およびその依頼を取下げる旨を記載し、記名した適宜の取下げ依頼書を日本銀行本店へ電話連絡のうえ、業務オンラインにより提出してください。

#### ロ. 利子配分先変更にかかる制限

特別課税種別と特別課税種別以外の種別との間の利子配分先変更および供託口または政府担保口にかかる利子配分先変更は、行うことができません。

- 日本銀行本支店は利子配分先変更の入力送信後、オンライン先である変更前参加者および変更後参加者に「国債振替決済利子配分先変更受付案内」を送信します。

なお、非オンライン先には、同案内を業務オンラインにて通知します。

<記載例> —国債振替決済利子配分先変更依頼書—

<日本銀行業務オンラインによる提出時には、別途、同オンライン上の報告資料名の下部に記載された照会先へ電話連絡して下さい。>

第六号の二書式

業務処理区分 745401	<b>国債振替決済利子配分先変更依頼書</b>	(提出日) 4.12.13
日本銀行 御中	(参加者) △△証券株式会社	

  

利子配分先 (変更前) (参加者) △△証券	(種別) →	(口座区分) 自己口座: 01 自己口座: 03 B: 02 IV: 04 残 口座: 11 (種別コードを○で囲む)	銘柄 利付国庫債券 (10年) 第334回 銘柄コード J P 1 1 0 3 3 4 1 E 6 7 額面金額 2 0 0 0 0 0 0 0 0
振替参加者コード 9 5 0 0	種別コード 0 0	口座区分コード 0 2	※ 種別名なしの種別以外の場合に記入する。
利子配分先 (変更後) (参加者) ○○銀行	(種別) → 信託口 I	(口座区分) 自己口座: 01 自己口座: 03 B: 02 IV: 04 残 口座: 11 (種別コードを○で囲む)	
振替参加者コード 1 2 3 4	種別コード 0 1	口座区分コード 0 1	

(注) 日本銀行では、所定の規則に基づき、日本銀行業務オンラインにより本書が提出された場合には、代表者または代表者から権限を付与された者から提出されたものとして取扱います。

・種別名なしの種別以外の場合にのみ記入。

・参加者名を記入。

・提出日を記入。